らのアクセスが良いことから救急搬送や病院間の連携、患者の利便性に優れること、自然災害からの安全性が確保されていること、造成期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業は、津波による被害が想定される現いわき病院を移転し、津波からの安全性が確保された場所に整備される新病院が神経難病及び重症心身障害に対する専門医療の提供を行うことなどにより、いわき医療圏を中心とした地域医療の確保・充実に寄与することとなることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、いわき市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　福島県いわき市役所

○国土交通省告示第五百四十三号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成二十五年国土交通省告示第三百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

本則中「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、本則第二号中「及び三の項から六の項まで」を「、三の項から六の項及び十の項」に改める。

別表中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同表の一の項中「第四項、第五項及び第六項」を「四の項から六の項まで、九の項及び十の項」に改め、同表の四の項中「並びに第二項」を「並びに二の項」に改め、同表の五の項中「であるもの」の下に「（十の項に掲げるものを除く。）」を加え、同表の八の項中「以下同じ。」を「以下この項において同じ。」に改め、同表に次のように加える。

九	空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組が行われていると認められる空港（国土交通大臣が設置し、及び管理する同法第四条第一項第六号に掲げる空港（新千歳空港及び福岡空港を除く。）に限る。次項において同じ。）に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。）に限る。）のうち使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までをいう。次項において同じ。）の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間	合計額に四分の一を乗じた金額とする
十	空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組が行われていると認められる空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便であるものであって使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間	合計額に二十分の七を乗じた金額とする

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百四十四号

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示（平成九年運輸省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

本則中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○環境省告示第三十七号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、昭和四十六年環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

環境大臣　大塚　珠代

別表2の1の(1)のアの測定方法の欄及び同表の1の(2)のアの測定方法の欄中「隔膜電極」の下に「若しくは光学式センサ」を加える。

別表2の1の(2)のウの次に次の表を加える。

エ

項目 / 類型	基準値	該当水域
	底層溶存酸素量	
水生生物が生息・再生産する場の適応性		
生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg／L以上	生物1
生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg／L以下	生物2
生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg／L以下	生物3

第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域